

# Design Your Smile

健康創造の  
スズケングループ

## 第76期 定時株主総会 招集ご通知

○ 開催日時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

○ 開催場所

当社本社ビル2階ホール  
名古屋市東区東片端町8番地

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

○ 議案

第1号議案：定款一部変更の件

第2号議案：取締役（監査等委員である  
取締役を除く）7名選任の件

・新型コロナウイルスの感染防止に向けて、皆さまの安全・安心を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前に書面またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会のお土産をご用意しておりません。詳細は同封の「当社第76期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご参照ください。

・本株主総会へのご出席に関しては「事前登録制」（最大25席）とさせていただきます。事前登録の方法は4頁をご参照ください。

証券コード：9987



SUZUKEN

# 株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月に代表取締役社長に就任いたしました浅野茂でございます。

当社第76期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

私の使命は3つであると考えております。

1つ目は、第3の創業の姿である「健康創造事業体への転換」をいち早く実現すること。

2つ目は、この実現に向け「グループ各事業の構造改革」を加速させること。

3つ目は、過去を断ち切り「コンプライアンス最上位」のスズケングループに必ず生まれ変わることであります。

事業環境が激しく変化する中、スズケングループ全社員が「One Team」となり、「健康創造事業体への転換」を早期に実現することで、更なる企業価値向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

浅野 茂

## 目次

### 招集ご通知

- 2 | 第76期定時株主総会招集ご通知
- 3 | 議決権行使のご案内

### 株主総会参考書類

- 5 | 第1号議案 定款一部変更の件
- 7 | 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

### 添付書類

#### ■ 事業報告

- 14 | 1.企業集団の現況に関する事項
- 23 | 2.会社の株式に関する事項
- 24 | 3.会社役員に関する事項
- 30 | 4.会計監査人に関する事項
- 32 | 5.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

#### ■ 連結計算書類

- 37 | 連結貸借対照表
- 38 | 連結損益計算書
- 39 | 連結株主資本等変動計算書
- 40 | (ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

### ■ 計算書類

- 41 | 貸借対照表
- 42 | 損益計算書
- 43 | 株主資本等変動計算書

### ■ 監査報告書

- 44 | 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- 46 | 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- 48 | 監査等委員会の監査報告書 謄本

### ■ ご参考

- 49 | 株主の皆さまへのご案内
- 50 | 株主MEMO

株主各位

証券コード 9987  
2022年6月2日  
名古屋市東区東片端町8番地  
**株式会社 スズケン**  
代表取締役社長 浅野 茂

## 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2022年6月23日(木曜日)の当社営業時間の終了時(午後5時15分)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時	2022年6月24日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所	当社本社ビル 2階ホール 名古屋市東区東片端町8番地(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第76期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第76期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙と、事前申込みの当選が確認できるもの(スマートフォンの当選メール画面や当選メールのプリントアウト等)を忘れずにお持ちください。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には、記載していません。会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当日は、ノーネクタイの軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会のお土産はご用意しておりません。

株主総会決議ご通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.suzuken.co.jp>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参加

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類(5頁～13頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

## インターネット等による議決権行使

スマートフォンまたはパソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト等にアクセスしていただき、**2022年6月23日(木曜日)午後5時15分**までにご行使ください。  
詳しくは、以下をご覧ください。

## 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2022年6月23日(木曜日)午後5時15分**までに到着するようにご返送ください。  
詳しくは、次頁をご覧ください。

## 株主総会への出席による議決権行使

本株主総会へのご出席に関しては「**事前登録制**」とさせていただきます。  
詳しくは、次頁をご覧ください。

## インターネット等※による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」による議決権行使

**ステップ1** 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ります。



**ステップ2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### その他

- インターネットにより 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)などは株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

※ 機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

### 【第1号議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

### 【第2号議案】

- 全ての候補者に賛成する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をおつけください。
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。
- 全ての候補者を否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印をおつけください。

## 開催日当日のご来場について(事前登録制・抽選)

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お座席の間隔を空けて配置(最大25席)することに伴い、お座席数が例年より大幅に減少することになります。

つきましては、本總會のご出席は、株主さまからのお申込みによる**事前登録制**とさせていただきます。

ご来場をご希望される株主さまは、当日のご来場を慎重にご検討いただき、下記の申込方法により事前登録のお申込みをいただきますようお願い申し上げます。

なお、お申込み多数で定員を超えた場合は抽選となりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

### ご来場の申込方法

- ① 当社指定の登録サイトより、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」「メールアドレス」をご入力の上、お申込みください。  
登録受付期間 2022年6月15日(水曜日)午後5時15分まで  
登録サイト <https://krs.bz/suzuken-co/m?f=1>
- ② 事前申込みのうえ当選された方へは、2022年6月17日(金曜日)頃を目途にメールにてご通知いたします。



### ご来場時の注意事項

- ① 事前申込みのうえ当選された方以外は、ご来場されても總會会場にご入場いただけませんのでご注意ください。
- ② 株主總會のお土産はご用意しておりません。
- ③ ご来場の際はマスクの着用と手指消毒液のご使用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ④ 会場入口で検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りしお帰りいただく場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ⑤ ご来場の際は、同封の議決権行使書用紙と、事前申込みの当選が確認できるもの(スマートフォンの当選メール画面や当選メールのプリントアウト等)を忘れずにお持ちください。

以上

# 株主総会参考書類 議案及び参考事項

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会  第12条 } (省略) 第17条  (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  (新設)	第3章 株主総会  第12条 } (現行どおり) 第17条  (削除)  (電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)                      第75期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)  <u>第1条</u> 第75期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)  <u>第2条</u> 第76期定時株主総会の決議による定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。                      2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第18条はなお効力を有する。                      3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案

## 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ)全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	別所 芳樹 べつしょ よしき	取締役 最高顧問	再任
2	宮田 浩美 みやた ひろみ	代表取締役 会長執行役員	再任
3	浅野 茂 あさの しげる	代表取締役 社長執行役員	再任
4	田村 富志 たむら ひさし	取締役 専務執行役員 コーポレート本部長	再任
5	高橋 智恵 たかはし ちえ	取締役 執行役員 薬事・内部統制・監査担当兼 薬事統轄室長	再任
6	薄井 康紀 うすい やすのり	社外取締役	再任 独立役員
7	茶村 俊一 さむら しゅんいち	社外取締役	再任 独立役員

候補者番号

1


 べっしょ よしき  
**別所 芳樹**

(1943年5月27日生)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1966年 4月 株式会社東海銀行  
 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行  
 1970年 3月 当社入社  
 1970年 8月 当社取締役  
 1973年 1月 当社常務取締役  
 1973年12月 当社専務取締役  
 1975年 4月 当社代表取締役専務  
 1983年 6月 当社代表取締役社長  
 2004年 6月 当社代表取締役 社長執行役員  
 2007年 4月 当社代表取締役 会長執行役員  
 2020年 4月 当社取締役 最高顧問 (現任)

**所有する当社株式の数**

3,090,823 株

**取締役会への出席状況**

18/18 回

**取締役候補者とした理由**

1975年4月より当社代表取締役として当社グループの経営に携わる等、経営全般に対する豊富な知識・経験を有しております。  
 2020年4月からは、当社取締役最高顧問に就任しております。  
 取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

2


 みやた ひろみ  
**宮田 浩美**

(1960年4月24日生)

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年 4月 当社入社  
 2006年 6月 当社物流部長  
 2008年 6月 当社執行役員  
 2009年 4月 当社経営企画部長  
 2011年 4月 当社常務執行役員  
 2012年 4月 当社専務執行役員  
 2012年 6月 当社取締役  
 2013年 4月 当社企画本部長兼経営企画部長  
 2014年 4月 当社企画本部長  
 2015年 4月 当社副社長執行役員  
 2016年 4月 当社代表取締役 社長執行役員  
 2022年 4月 当社代表取締役 会長執行役員 (現任)

**所有する当社株式の数**

31,953 株

**取締役会への出席状況**

18/18 回

**取締役候補者とした理由**

長年にわたり営業・物流・企画部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。  
 2022年4月からは、当社代表取締役会長執行役員に就任しております。  
 取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

3



あさの しげる  
**浅野 茂**  
(1966年8月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社  
2005年 3月 株式会社コラボクリエイト  
(現 株式会社エス・ディ・コラボ)  
代表取締役社長  
2009年 6月 当社執行役員  
2010年 7月 当社SCM本部長  
2012年 4月 当社常務執行役員  
2015年 4月 当社専務執行役員企画本部長兼薬事管理  
部・CSR推進室担当  
2015年 6月 当社取締役  
2017年 4月 当社専務執行役員コーポレート本部長  
兼経営企画部長兼リスクマネジメント  
統轄室担当  
2019年 4月 当社副社長執行役員コーポレート本部  
長兼リスクマネジメント・薬事担当  
2020年 4月 当社副社長執行役員コーポレート本部長  
2021年 4月 当社代表取締役(現任)  
2022年 4月 当社社長執行役員(現任)

所有する当社株式の数

16,864 株

取締役会への出席状況

18/18 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり物流・企画部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。

2022年4月からは、当社代表取締役社長執行役員に就任しております。

取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

**4**

**再任**

 たむら ひさし  
**田村 富志**  
 (1960年10月26日生)

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年 4月 当社入社  
 2010年 7月 当社三重営業部長  
 2012年 4月 当社執行役員  
 2014年 4月 当社名古屋営業部長  
 2015年 4月 当社常務執行役員  
 2016年 4月 当社営業推進統轄部長  
 2016年 6月 当社取締役(現任)  
 2017年 4月 当社営業本部副本部長兼営業推進統轄部長  
 2020年 4月 当社専務執行役員卸事業本部長  
 2022年 4月 当社専務執行役員コーポレート本部長(現任)

**所有する当社株式の数**
**14,133 株**
**取締役会への出席状況**
**18/18 回**
**取締役候補者とした理由**

長年にわたり営業部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。  
 2022年4月からは、当社取締役専務執行役員コーポレート本部長に就任しております。  
 取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

**5**

**再任**

 たかはし ちえ  
**高橋 智恵**  
 (1967年8月17日生)

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2000年 4月 当社入社  
 2015年 4月 当社薬事管理部長  
 2017年 2月 当社コーポレートコミュニケーション部長  
 2019年 2月 当社薬事統轄室長  
 2020年 4月 当社執行役員薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長(現任)  
 2020年 6月 当社取締役(現任)

**所有する当社株式の数**
**4,671 株**
**取締役会への出席状況**
**18/18 回**
**取締役候補者とした理由**

長年にわたり薬事部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。  
 2020年6月からは、当社取締役執行役員薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長に就任しております。  
 取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

6

(社外取締役)



うすい やすのり  
**薄井 康紀**  
(1953年11月3日生)

再任

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 厚生省(現 厚生労働省) 入省  
2006年 9月 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)  
2008年 7月 社会保険庁総務部長・日本年金機構設  
立準備事務局長  
2010年 1月 日本年金機構副理事長  
2013年12月 厚生労働省退職  
2015年12月 日本年金機構副理事長退任  
2016年 6月 当社社外取締役(現任)

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

18/18回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり厚生労働行政に携わった豊富な知識・経験を有しております。2016年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。なお、薄井康紀氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号  
**7**

(社外取締役)


 さむら しゅんいち  
**茶村 俊一**  
 (1946年1月31日生)

再任

独立役員

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1969年 3月 株式会社松坂屋(現 株式会社大丸松坂屋百貨店)入社  
 1999年 5月 同社取締役名古屋事業部長兼名古屋店長  
 2002年 5月 同社代表取締役専務名古屋事業部長兼名古屋店長  
 2006年 5月 同社代表取締役社長執行役員  
 2006年 9月 株式会社松坂屋ホールディングス(現 J.フロントリテイリング株式会社)代表取締役社長  
 2007年 9月 J.フロントリテイリング株式会社取締役  
 2010年 3月 同社代表取締役社長  
 2013年 4月 同社代表取締役会長  
 2016年 6月 中部日本放送株式会社社外取締役(現任)  
 2020年 6月 J.フロントリテイリング株式会社特別顧問(現任)  
 2021年 6月 当社社外取締役(現任)

**所有する当社株式の数**

0 株

**取締役会への出席状況**

12/13 回

**【重要な兼職】**

中部日本放送株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

百貨店業界を中心に、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。2021年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者の所有する当社の株式数には、スズケングループ役員持株会における持分数を含めておりません。  
 3. 薄井康紀、茶村俊一の両氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 当社は、薄井康紀、茶村俊一の両氏を東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。  
 5. 薄井康紀、茶村俊一の両氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間中は本総会終結の時をもって、薄井康紀氏は6年、茶村俊一氏は1年であります。  
 6. 当社は、会社法第427条第1項及び当社の定款第29条の規定に基づき、薄井康紀、茶村俊一の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。薄井康紀、茶村俊一の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。  
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求されたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
 8. 当社連結子会社の株式会社翔葉は2021年11月9日に、独立行政法人国立病院機構(NHO)の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。社外取締役候補者の薄井康紀、茶村俊一の両氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、取締役会を通じて、調査への協力をはじめとする対応について注視し、適宜意見を申し述べるなど、その職責を果たしております。

(ご参考)

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者および監査等委員である取締役のスキルマトリックス

氏名	取締役/ 監査等委員	社内/ 社外	男性/ 女性	企業 経営	営業 マーケティング	ロジスティクス SCM	財務・会計	法務・ リスク管理 ・コンプライアンス	事業 開発	行政経験	他企業 経営経験 ※国際経験含む
別所 芳樹	取締役	社内	男性	★			★	★			
宮田 浩美	取締役	社内	男性	★	★	★			★		
浅野 茂	取締役	社内	男性	★		★	★		★		
田村 富志	取締役	社内	男性		★	★		★			
高橋 智恵	取締役	社内	女性					★			
薄井 康紀	取締役	社外	男性							★	
茶村 俊一	取締役	社外	男性		★						★
上田 圭祐	監査等委員	社外	男性				★				
岩谷 敏昭	監査等委員	社外	男性					★			
小笠原 剛	監査等委員	社外	男性				★	★			★

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者および監査等委員である取締役に特に期待する分野を最大4つ記載しており、記載していない分野の知見を持たないことを表すものではありません。  
2. 監査等委員である取締役3名(上田圭祐、岩谷敏昭、小笠原剛)は、改選期ではないため取締役候補者ではありませんが参考として表示しております。

以 上

(添付書類)

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)



招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1) 参考

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、我が国経済は不透明な状況が続いております。ワクチンの接種進展等に伴い、感染収束が期待されているものの、新たな変異株による感染再拡大は未だ収束が見通せず、また、エネルギー価格や原材料価格の高騰による物価高の懸念など、国内景気や企業収益については依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおける新型コロナウイルス感染症対応については、お得意さまや当社グループ社員の健康に配慮したうえで、感染予防対策に万全を期してまいりました。また、新型コロナウイルスワクチン流通に関しては、47都道府県すべてで地域担当卸の選定を受け、各自治体単位で流通を担っております。今後も引き続き医薬品等の安定供給に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

そのようななか、当社グループは、2023年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期成長戦略「May 1 “health” you? 5.0 ~第3の創業期~」を策定し、健康創造領域で社会に貢献する企業として、より一層、既存事業を進化させていくと同時に、日本が目指す新たなデジタル社会である「Society 5.0」において、社会の課題を解決できる新たな事業展開を目指し、更なる企業価値向上に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、希少疾病薬や再生医療等製品を含むスペシャリティ医薬品の流通モデル構築、およびMS(※1)の活動による新たな収益モデル構築に向け、多様な企業との協業を進め、「取引」から「取引」によるフィー獲得モデルへの転換を進めております。

具体的には、医療流通プラットフォームの構築に向けて、スペシャリティ医薬品トレーサビリティシステムである「キュービックス」を全国の地域中核病院などへ導入し、医薬品の流通品質向上に取り組んでまいりました。加えて、当社グループの持つ機能や医療流通プラットフォームを評価いただき、日本に新規参入するインサイト・バイオサイエンス・ジャパン合同会社の1品目、インスメッド合同会社の1品目の日本国内における流通を受託するなど、スペシャリティ医薬品流通において、国内への新規参入や新製品の上市を目指す製薬企業のご要望にお応えするとともに、新薬を待ち望む患者さまに確実に医薬品をお届けできる流通基盤の強化に努めております。

さらに、EPSホールディングス株式会社の連結子会社でメディカルコンタクトセンター(※2)事業などを営む株式会社EPファーマラインの普通株式49%を取得いたしました。

また、2021年4月1日付で2020年2月に資本業務提携を行いましたエンブレース株式会社を子会社化いたしました。エンブレース株式会社は、医療介護専用SNSである「メディカルケアステーション (Medical Care Station)」(※3)の運営と、メディカルケアステーションを活用したプラットフォーム事業などを展開し、これまで全国200以上の医師会をはじめ、約14万人の医療従事者にご利用いただいております。

これら情報ビジネスの事業化を加速させるべく、2022年3月にヘルスケアプラットフォームの企画・提案を行う「株式会社コラボクリエイト」、開発・運営・保守を担う「株式会社コラボプレイス」の2社を設立いたしました。

既に提携している企業とともに、新たな流通チャネル構築や、協業によるデジタルヘルス事業の構築を加速させ、革新的なサービスや情報ビジネスを推進し、製薬企業や医療機関、保険薬局、患者さまへの新たな価値の提供を目指してまいります。

コーポレート・ガバナンスに関しては、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会の承認を経て、

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行により、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことで取締役会の監督・牽制機能の強化を図り、一層のコーポレート・ガバナンスの充実および当社グループの持続的な企業価値向上を目指すものです。あわせて、取締役会構成についても、社外取締役が半数を占める新たな体制としております。

株主還元方針に関しては、2021年5月11日に開示いたしましたとおり、安定的な配当の継続を基本に配当を実施するとともに、自己株式の取得を実施することで、中期成長戦略の最終年度である2023年3月期までの2年間の平均総還元性向を100%以上といたします。株主還元の充実を図るとともに、既存事業の強化や成長への事業投資を行うことで企業価値と資本効率の向上を目指してまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関の受診抑制の影響は依然として残るものの、抗悪性腫瘍剤の市場拡大やスペシャリティ医薬品等の新薬が寄与したことにより増収となりました。営業利益、経常利益は、医薬品卸売事業においてお得意さまとの価格交渉が厳しさを増したものの、増収効果ならびに販管費の抑制に継続して取り組んだことなどにより、増益となりました。

特別損益については、政策保有株式の縮減に継続して取り組み、投資有価証券売却益73億5百万円を特別利益として計上し、また、医薬品卸売事業の抜本的な構造改革の一環として、当社およびグループ卸3社において、2021年12月31日を退職日とする希望退職者の募集等を行い、第3四半期連結会計期間に特別損失を計上いたしました。加えて、第4四半期連結会計期間において、当社連結子会社(株式会社三和化学研究所)の固定資産を含む事業譲渡契約の締結に伴う減損損失として9億87百万円、公正取引委員会による連結子会社(株式会社翔葉)への立ち入り検査に伴い今後発生しうる損失額を見積り、独占禁止法関連損失として20億0百万円を特別損失として計上いたしました。

その結果、売上高は2兆2,327億74百万円(前期比4.9%増)、営業利益は137億77百万円(前期比50.5%増)、経常利益は234億18百万円(前期比28.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は143億93百万円(前期比82.3%増)となりました。

なお、当社は、独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反について、2021年6月30日に東京地方裁判所において、同法違反により罰金の支払いを命じる判決を受け、2022年3月30日には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

また、当社連結子会社の株式会社翔葉は2021年11月9日に、独立行政法人国立病院機構(NHO)の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。立ち入り検査を受けたことを厳粛に受け止め、公正取引委員会の検査に全面的に協力しております。

※1 MS (Marketing Specialist)

医薬品卸売業の営業担当者のこと。

医療機関・保険薬局等を訪問し、医薬品の紹介、商談、情報の提供や収集を行います。

※2 メディカルコンタクトセンター

株式会社EPファーマラインが保有する医薬・医療・医療機器・ヘルスケアに特化した24時間365日対応しているコールセンターです。薬剤師・MR・看護師などの医薬業界特化型の有資格者で構成される株式会社EPファーマラインのBPOサービスは、承認前からPMS(市販後調査)までの業務プロセスをワンストップでサポートしています。

※3 医療介護専用SNS「メディカルケアステーション(MCS)」

MCSは完全非公開型医療介護専用SNSです。病院、クリニック、薬局、介護施設などで働く医療介護者の多職種連携や患者・家族とのコミュニケーションツールとして、全国の医師会をはじめ、全国各地の医療介護の現場でご利用いただいています。

・MCSのご紹介 : <https://www.medical-care.net>

・活用事例のご紹介 : <https://post.medicalcare-station.com>

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(注) セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

## 医薬品卸売事業

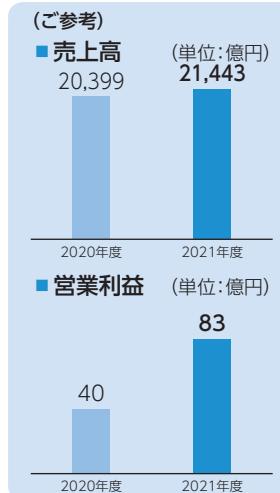
医療用医薬品市場は、薬価改定および後発医薬品使用促進の影響などがあったものの、抗悪性腫瘍剤の市場拡大やスペシャリティ医薬品等の新薬が寄与したことにより、わずかながら成長したものと推測しております。

そのようななか、売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関の受診抑制の影響は依然として残るものの、前期と比較して回復基調にあること、スペシャリティ医薬品をはじめとする新薬の販売増加、新型コロナウイルス感染症関連商材などの寄与により増収となりました。

営業利益は、お得意さまとの価格交渉が厳しさを増し、売上総利益率は低下したものの、増収効果ならびに販管費の抑制に継続して取り組んだことなどにより増益となりました。

また、当社は医薬品卸売事業の抜本的な構造改革に着手しており、その一環として人員および年齢構成の適正化を行うことを目的に、当社および当社連結対象子会社の一部において希望退職者の募集を行いました。

これらの結果、売上高は2兆1,443億35百万円(前期比5.1%増)、営業利益は83億95百万円(前期比105.1%増)となりました。



## 医薬品製造事業

売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関の受診抑制の影響があったものの、2型糖尿病治療剤「メトアナ配合錠」の早期売上最大化に向け取り組むとともに、DPP-4阻害剤「スイニー錠」や高尿酸血症・痛風治療剤「ウリアデック錠」などを中心にWebを活用した販売促進に努めた結果、増収となりました。

営業利益は、販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの、薬価改定の影響などにより売上総利益率が低下したこと、Crinetics Pharmaceuticals, Inc. (クリネティクス社) (※4) との間で、Paltusotine (パルツソチン: 仮称) (※5) の日本における独占的開発・商業化に関するライセンス契約の締結に伴う一時金の支払いが発生したことなどにより減益となりました。

これらの結果、売上高は439億38百万円(前期比1.3%増)、営業利益は7億80百万円(前期比39.4%減)となりました。



※4 Crinetics Pharmaceuticals, Inc. (クリネティクス社)

希少な内分泌疾患および内分泌関連腫瘍を対象とした新規治療薬の発見、開発、商業化に焦点を当てた臨床ステージの製薬企業。

※5 Paltusotine (パルツソチン: 仮称)

ソマトスタチン受容体2型(SST2)に対する高い選択性を持ち、成長ホルモンの分泌を抑制する経口投与可能な非ペプチド性の作動薬。

## 保険薬局事業

売上高は、薬価改定の影響および新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関の受診抑制の影響が依然として残ることなどにより減収となりました。

営業利益は、販売費及び一般管理費の抑制に努めたことに加えて、調剤感染症対策実施加算等、技術料の獲得に努めた結果、増益となりました。

これらの結果、売上高は888億21百万円(前期比1.4%減)、営業利益は22億84百万円(前期比57.2%増)となりました。

(ご参考)

■ 売上高 (単位:億円)



■ 営業利益 (単位:億円)



## 医療関連サービス等事業

売上高は、主に、メーカー支援サービス事業(医薬品メーカー物流受託・希少疾病薬流通受託)の受託が増加したことなどにより増収となりました。

営業利益は、メーカー支援サービス事業における増収効果などにより増益となりました。

これらの結果、売上高は1,817億61百万円(前期比27.5%増)、営業利益は22億19百万円(前期比1.6%増)となりました。

(ご参考)

■ 売上高 (単位:億円)



■ 営業利益 (単位:億円)



## (2) 企業集団の設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、149億7百万円であり、その主なものは、医薬品卸売事業における新たな物流センターの構築費用及び事業所の建設であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は自己資金で賄いました。

## (3) 企業集団の対処すべき課題

### 1. 中期成長戦略

当社グループを取り巻く環境は、規制緩和の促進、異業種の参入、デジタル化の進展などにより、想定を超えるスピードで大きく変化しており、今まさに大きな転換期にあると認識しております。当社グループは、このような環境変化に対応するため、新しいビジネスモデルの構築に取り組む一方、低コスト経営の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。

そのようななか、当社グループは、健康創造領域で社会に貢献する企業として、より一層、既存事業を進化させていくと同時に、日本が目指す新たなデジタル社会である「Society 5.0」において、社会の課題を解決できる新たな事業展開を目指すとの考えのもと、2022年度を最終年度とする中期成長戦略「May I “health” you? 5.0」を策定いたしました。

今後、スズケングループが一体となって、それぞれの戦略骨子としている「第3の創業に向けた新事業の立ち上げ」、「各事業の成長と事業間シナジーの発揮」、「更なる筋肉質化」に取り組み、中期ビジョンにおける3つの「One」の実現、そしてそれぞれの「One」を連動して機能させることにより、更なる企業価値向上を目指してまいります。

#### <中期ビジョン1> **Only One** 「第3の創業に向けた新事業の立ち上げ」

- ① デジタル化時代の新たなビジネスモデルの構築
- ② 地域医療貢献ビジネスモデルの追求
- ③ プロダクトポートフォリオの拡充

#### <中期ビジョン2> **As One** 「各事業の成長と事業間シナジーの発揮」

- ① 医薬品卸売のビジネスモデル再構築
- ② カテゴリー変化に対応した2つの流通モデルの確立
- ③ 医薬品製造セグメントの事業改革
- ④ 保険薬局事業の成長
- ⑤ 介護事業の成長と黒字化
- ⑥ 中国・韓国事業の更なる強化

#### <中期ビジョン3> **One point improvement** 「更なる筋肉質化」

- ① 医薬品卸売オペレーションの抜本的な構造改革
- ② グループ間接機能の共同化
- ③ グループ本社機能の適正化

---

## 2. 独占禁止法違反事件への対応

当社は、独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反について、2021年6月に東京地方裁判所より、同法違反により罰金支払いの判決を受け、また、2022年3月に公正取引委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

また、当社の子会社の株式会社翔薬は、2021年11月に独立行政法人国立病院機構(NHO)の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。当社といたしましては、株式会社翔薬とともに、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、公正取引委員会の検査に全面的に協力しております。

当社は、本件を厳粛に受け止め、再発防止策に向けたコンプライアンス遵守徹底の取り組みについて、全グループをあげて取り組み、二度とこのような事態を起こさないことを通じ、信頼の回復に取り組んでまいります。

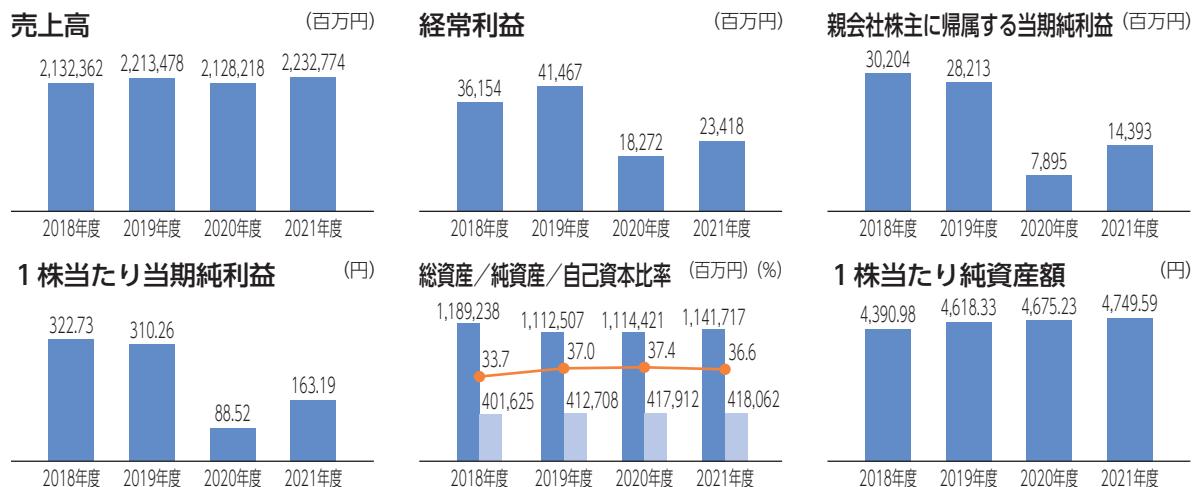
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第73期	2019年度 第74期	2020年度 第75期	2021年度 第76期 (当連結会計年度)
売上高	2,132,362 <small>百万円</small>	2,213,478 <small>百万円</small>	2,128,218 <small>百万円</small>	2,232,774 <small>百万円</small>
経常利益	36,154 <small>百万円</small>	41,467 <small>百万円</small>	18,272 <small>百万円</small>	23,418 <small>百万円</small>
親会社株主に帰属する当期純利益	30,204 <small>百万円</small>	28,213 <small>百万円</small>	7,895 <small>百万円</small>	14,393 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	322.73 <small>円 銭</small>	310.26 <small>円 銭</small>	88.52 <small>円 銭</small>	163.19 <small>円 銭</small>
総資産	1,189,238 <small>百万円</small>	1,112,507 <small>百万円</small>	1,114,421 <small>百万円</small>	1,141,717 <small>百万円</small>
純資産	401,625 <small>百万円</small>	412,708 <small>百万円</small>	417,912 <small>百万円</small>	418,062 <small>百万円</small>
1株当たり純資産額	4,390.98 <small>円 銭</small>	4,618.33 <small>円 銭</small>	4,675.23 <small>円 銭</small>	4,749.59 <small>円 銭</small>
自己資本比率	33.7 <small>%</small>	37.0 <small>%</small>	37.4 <small>%</small>	36.6 <small>%</small>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

(ご参考)



## (5) 重要な子会社の状況(2022年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三和化学研究所	2,101	100.00	医薬品等の製造・販売
株式会社サンキ	1,081	100.00	医薬品等の販売
株式会社アステイス	946	100.00	医薬品等の販売
株式会社翔薬	880	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン沖縄薬品	12	100.00	医薬品等の販売
ナカノ薬品株式会社	94	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン岩手	97	100.00	医薬品等の販売
株式会社ファーコス	382	100.00 (100.00)	医薬品等の調剤

(注) 1. 上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は48社であります。

2. 出資比率の( )内は、間接出資比率で内数であります。

3. 株式会社ファーコスは、2022年4月1日付で商号を株式会社ユニスマイルに変更しております。

## (6) 企業集団のセグメント(2022年3月31日現在)

医薬品卸売事業…………… 医薬品、診断薬、医療機器・材料等を販売する事業

医薬品製造事業…………… 医薬品、診断薬等を製造する事業

保険薬局事業…………… 医療機関からの処方箋に基づき調剤を行う事業

医療関連サービス等事業… 医薬品の輸配送、希少疾病用医薬品の流通に関する総合的支援を行うメーカー支援サービス事業等

## (7) 企業集団の主要拠点等(2022年3月31日現在)

- ① 当社本社 名古屋市東区東片端町8番地
- ② 営業拠点
 

社	名古屋市東区他160支店
株式会社サンキ	広島市西区他
株式会社アステイス	愛媛県松山市他
株式会社翔薬	福岡市博多区他
株式会社スズケン沖縄薬品	沖縄県島尻郡南風原町他
ナカノ薬品株式会社	栃木県宇都宮市他
株式会社スズケン岩手	岩手県盛岡市他
株式会社ファーコス	東京都千代田区他
- ③ 生産拠点
 

株式会社三和化学研究所	名古屋市東区他
-------------	---------

## (8) 企業集団の使用人の状況(2022年3月31日現在)

区 分	使用人数	前期末比増減 (△は減少)
医薬品卸売事業	8,563	△ 1,011
医薬品製造事業	946	△ 13
保険薬局事業	3,013	△ 84
医療関連サービス等事業	1,510	99
合 計	14,032	△ 1,009

(注) 1. 上記使用人数は、企業集団外から企業集団への出向者を含めております。

2. 医薬品卸売事業の使用人数が前期末と比べて減少しておりますが、その主な要因は、構造改革に伴う希望退職者募集等の実施によるものであります。

## (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、安定的な配当の継続を基本に配当を実施するとともに、自己株式の取得を実施することで、中期成長戦略「May I “health” you? 5.0～第3の創業期～」の最終年度である2023年3月期までの2年間の平均総還元性向を100%以上といたします。株主還元の充実を図るとともに、既存事業の強化や成長への事業投資を行うことで企業価値と資本効率の向上を目指してまいります。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本的な方針としております。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、当業界を取り巻く厳しい環境のなか、競争上の優位性を確保し、安定成長を維持するため、営業・物流・情報基盤の強化および新たな事業領域の拡大に配分を行ってまいります。

これらの方針に基づき、当連結会計年度の配当金につきましては、期末配当金1株当たり36円、中間配当金(1株当たり36円)を含めた通期配当金は1株当たり72円といたしました。

(ご参考)  
1株当たり配当金／連結配当性向



## 2.会社の株式に関する事項

### (1)発行可能株式総数

普通株式 374,000,000株

### (2)発行済株式の総数

普通株式 103,344,083株  
(自己株式 15,402,328株含む)  
11,236名

### (3)当期末株主数

### (4)大株主

株主名簿に基づく上位10名の大株主の状況は次のとおりであります。

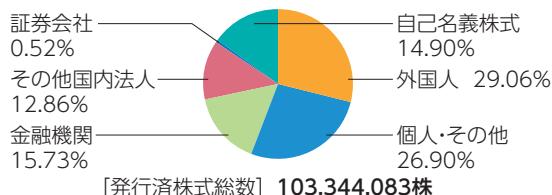
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,574 <sup>千株</sup>	13.16 <sup>%</sup>
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,436	5.04
塩 野 義 製 薬 株 式 会 社	3,256	3.70
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	3,127	3.55
別 所 芳 樹	3,090	3.51
伊 澤 久 代	2,404	2.73
永 井 知 佳	2,340	2.66
別 所 昌 樹	2,265	2.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,243	2.55
スズケングループ従業員持株会	1,930	2.19

(注)持株比率は、自己株式(15,402,328株)を控除して計算しております。

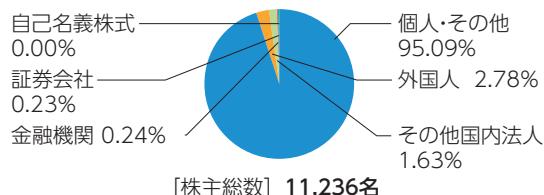
(ご参考)

### 株主分布状況

#### 所有者別株式構成状況



#### 所有者別株主構成状況



### (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(執行役員を兼務しない取締役及び監査等委員である取締役、社外取締役を除く)	9,032 <sup>株</sup>	4 <sup>名</sup>

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項 (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況(2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
別所 芳樹	取締役 最高顧問	
宮田 浩美	代表取締役 社長執行役員	
浅野 茂	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート本部長	
田村 富志	取締役 専務執行役員 卸事業本部長	
高橋 智恵	取締役 執行役員 薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長	
薄井 康紀	取締役	
茶村 俊一	取締役	中部日本放送株式会社 社外取締役
上田 圭祐	取締役(監査等委員)	公認会計士 株式会社メイホーホールディングス 社外監査役
岩谷 敏昭	取締役(監査等委員)	弁護士・弁理士
小笠原 剛	取締役(監査等委員)	トヨタ紡織株式会社 社外取締役 株式会社御園座 代表取締役会長 タキヒヨー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 薄井康紀及び茶村俊一の2名及び取締役(監査等委員) 上田圭祐、岩谷敏昭及び小笠原剛の3名は、社外取締役であります。なお、社外取締役は、東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 上田圭祐は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門及びリスク・コンプライアンス部門から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を設置していません。
5. 当社では、経営の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、取締役会の活性化及び機動的な業務執行体制の構築を目的に、執行役員制度を導入しております。  
執行役員は、19名で構成されており上記役員のうち、別所芳樹、薄井康紀、茶村俊一、上田圭祐、岩谷敏昭及び小笠原剛を除く取締役は執行役員を兼務しております。
6. 代表取締役社長執行役員である宮田浩美は、2022年4月1日付で代表取締役会長 執行役員に就任しております。
7. 代表取締役副社長執行役員である浅野茂は、2022年4月1日付で代表取締役社長 執行役員に就任しております。
8. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役  
 取締役 田中 博文 (2021年6月25日退任)  
 取締役 染谷 昭彦 (2021年6月25日退任)  
 常勤監査役 竹田 憲之 (2021年6月25日退任)  
 常勤監査役 玉村 充徳 (2021年6月25日退任)  
 監査役 井上 龍哉 (2021年6月25日退任)  
 監査役 村中 徹 (2021年6月25日退任)  
 上田圭祐及び岩谷敏昭は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

---

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料の全額を当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (基礎報酬)	業績連動報酬等 (単年度業績連動報酬)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	308 (25)	162 (25)	112 (-)	34 (-)	11 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25 (25)	25 (25)	- (-)	- (-)	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13 (4)	13 (4)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	348 (55)	201 (55)	112 (-)	34 (-)	18 (9)

- (注) 1. 当社は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。  
2021年6月25日開催の第75期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任した後、新たに監査等委員に就任した取締役2名の報酬等と員数については、取締役在任期間中は取締役(監査等委員を除く)に、監査等委員在任期間中は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。  
なお、取締役(監査等委員を除く)の報酬等は、同株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
また、監査役の報酬等は、同株主総会の終結の時をもって退任した監査役4名の在任期間中の報酬等であります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等 二. 報酬等の額の決定方法」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第60期定時株主総会において報酬の額として年額600百万円以内と決議しております。  
当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、7名です。  
なお、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において報酬等の額として年額600百万円以内(うち社外取締役分年額60百万円以内)と決議しております。  
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、7名(うち社外取締役2名)です。  
また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、同株主総会において報酬等の額として年額120百万円以内と決議しております。  
当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(全て社外取締役)です。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の非金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第71期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を年額60百万円以内、割り当てる株式数の上限を40,000株と決議しております。  
当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。  
なお、監査等委員会設置会社移行後の取締役の非金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において、取締役(執行役員を兼務しない取締役及び監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を年額90百万円以内、割り当てる株式数の上限を60,000株と決議しております。  
当該株主総会終結時点の取締役(執行役員を兼務しない取締役及び監査等委員である取締役、社外取締役を除く)の員数は、5名です。
5. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第60期定時株主総会において年額120百万円以内と決議しております。  
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

## ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2016年6月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会にて審議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等の内容は次のとおりです。

### イ. 報酬の基本方針

#### [基本原則]

透明性：株主(投資家)や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、説明責任を十分に果たすことができる透明性の高い報酬制度であること

公正性：一人ひとりの職責や成果貢献に対し、適切に反映することができる公正性の高い報酬制度であること

達成意欲：動機付け(インセンティブ)効果を高め、企業価値の持続的向上への貢献につながる報酬制度であること

### ロ. 報酬ガバナンス

a. 取締役の報酬の決定については、「取締役・執行役員・参事評価内規」「取締役・執行役員・参事処遇内規」に基づき、全社業績指標及び担当部門業績指標を用いた総合的な業績評価を実施し、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関であり社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決議しております。

b. 具体的な報酬水準と報酬体系については、専門性のある外部調査機関が行う当社と同水準の時価総額を有する企業を対象にした役員報酬調査の結果を参考にし社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて、適切な報酬水準・体系であるかを検証・審議したうえで、その結果を取締役に答申します。

取締役会は当該答申を十分に勘案し、報酬水準と報酬体系を決定するものとします。

### ハ. 報酬の体系

a. 取締役の報酬体系は、「固定報酬」と「業績連動報酬」の2区分を設けております。

報酬の比率は、業績連動報酬を高く設定し、業績結果を反映しております。

報酬体系については、固定報酬となる取締役最高顧問および社外取締役を除く全取締役で同一としております。

b. 「固定報酬」は定額とし、「代表権報酬」「取締役報酬」「執行役員報酬」の3種類で構成します。

c. 「業績連動報酬」は2種類で構成し、

i. 短期インセンティブとして「単年度業績連動報酬」を設定しております。

具体的には下記にて構成されます。

- ・業績目標によって決定する「個別業績評価報酬」
- ・連結経常利益に一定率を乗じて決定する「経常利益連動報酬」

ii. 中長期インセンティブとして「譲渡制限付株式報酬」を設定しております。

報酬項目		支給目的	支給対象者	支給内容	変動有無
固定報酬	基礎報酬				
	代表権報酬	代表取締役としての役割・責任に対し支給	代表取締役	一律額	定額
	取締役報酬	取締役としての経営監督・意思決定役割に対し支給	全取締役	一律額	定額
	執行役員報酬	業務執行の役割に対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別金額	定額
業績連動報酬	単年度業績連動報酬				
	個別業績評価報酬	業務執行の結果およびプロセスに対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別金額	変動(個別業績評価結果)
	経常利益連動報酬	全社業績責任に対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別一定割合	変動(連結経常利益額)
	譲渡制限付株式報酬	会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして支給	執行役員を兼務する取締役	一律割合	金銭報酬の一定割合

※取締役最高顧問、社外取締役の「取締役報酬」は個別の額としています。

## 二. 報酬等の額の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の額の決定方法は、以下のとおりです。

報酬等の種類	決定方法等
基本報酬 (基礎報酬)	役位等を基準に、内規等に基づき決定した額を毎月支給します。
業績連動報酬等 (単年度業績連動報酬)	「個別業績評価報酬」は、前年度の業績評価の結果に基づき、取締役個人ごとに報酬年額を決定します。 業績評価は、「全社業績」「担当部門業績」の2区分について評価を実施しております。「全社業績」の目標については、中期経営計画の実現にもっとも効果的に寄与する項目を、指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決議しております。当年度の「全社業績」の目標は、医療用医薬品マーケットシェア、連結売上高、連結経常利益率の目標を定め、連結業績予想を基準とした評価を実施しております。 「担当部門業績」については、部門ごとの役割・責任に応じた業績指標を設定しております。「経常利益連動報酬」は、連結経常利益に役位ごとの率を乗じて報酬年額を決定します。
非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	各々の評価結果を反映した金銭報酬に定率を乗じた額を譲渡制限付株式に関する金銭報酬債権として支給します。そして、金銭報酬債権の全額を現物出資の方法で給付することにより、一定期間(20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間)が付された譲渡制限付株式を割当支給します。

#### ホ. 報酬を与える時期

上記「ハ. 報酬の体系」に記載の報酬を与える時期は、以下のとおりです。

報酬等の種類	報酬を与える時期
基本報酬（基礎報酬）	報酬年額を月割にし、月例支給します。
業績連動報酬等（単年度業績連動報酬）	報酬年額を月割にし、月例支給します。
非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）	毎年1回、一定の時期に支給します。

### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - イ. 茶村取締役は、中部日本放送株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と中部日本放送株式会社との間に重要な取引関係はありません。
  - ロ. 上田取締役（監査等委員）は、公認会計士の資格を有しております。また、株式会社メイホールディングスの社外監査役を兼務しております。なお、当社と上田取締役（監査等委員）及び株式会社メイホールディングスとの間に取引関係はありません。
  - ハ. 岩谷取締役（監査等委員）は、弁護士及び弁理士の資格を有しております。なお、当社と岩谷取締役（監査等委員）との間に取引関係はありません。
  - ニ. 小笠原取締役（監査等委員）は、トヨタ紡織株式会社の社外取締役、株式会社御園座の代表取締役会長及びタキヒヨー株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社とトヨタ紡織株式会社、株式会社御園座及びタキヒヨー株式会社との間に重要な取引関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 薄井康紀	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 茶村俊一	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 上田圭祐	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会9回の全てに出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 岩谷敏昭	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会9回の全てに出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 小笠原剛	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、監査等委員会9回の全てに出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 監査等委員会設置会社移行前の期間において、上田圭祐及び岩谷敏昭は当社の社外取締役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会5回のうち全てに出席し、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

## 4.会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	85百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	149百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手、報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠、過年度の監査計画と実績の状況等について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

---

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

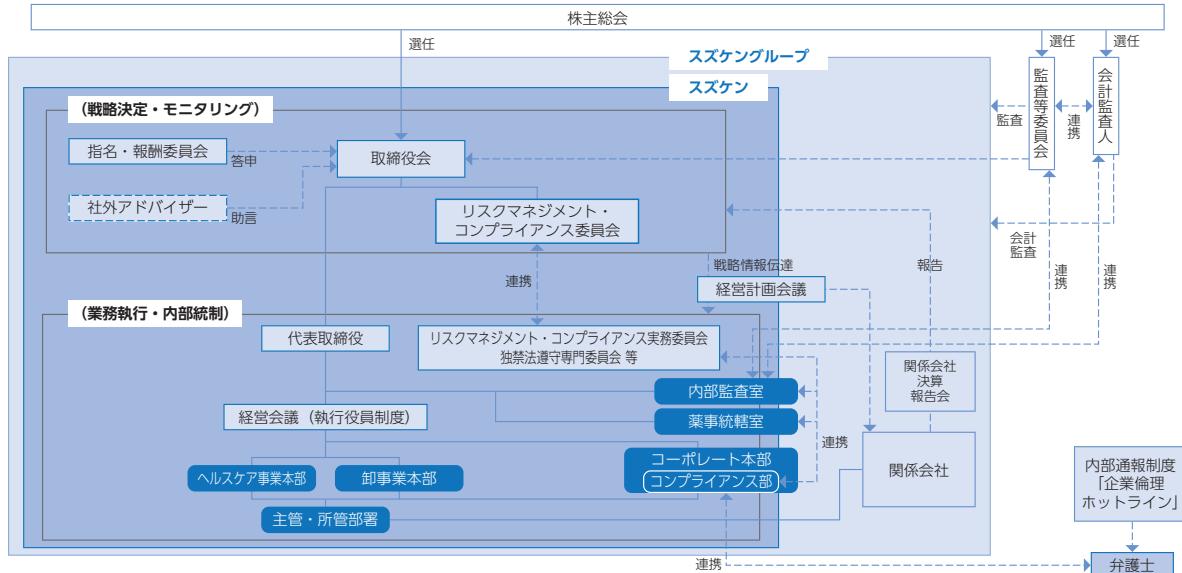
また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は執行部門の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

### (4) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

## 5.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(ご参考) ガバナンス全体概要図 (2022年3月31日現在)



### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」の構築の基本方針として以下のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社グループ経営理念及び当社の経営理念・行動指針である「SOFT21」並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、社内コミュニケーションシステム及び研修等を通じ、取締役、執行役員、参事及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。
  - ロ. 取締役の職務執行の適法性・適正性については、幅広い見識・知見を有する社外取締役の充実により、一層の監督機能・監督体制の構築に努める。
  - ハ. 社長直轄の内部監査を所管する「内部監査室」が業務執行ラインの統制機能の有効性を監督し、適法性や適正性を継続的にモニタリングする。
  - ニ. 取締役会の下部機構として、組織横断的かつ包括的にリスク管理を行う「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「リスクマネジメント・コンプライ

アンス委員会」の下部機構として、リスク管理を効果的・効率的に行うための「セグメント実務委員会」及び「リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会」、グループ全体の販売情報提供活動の審査・監督機能をより有効的に行うための「販売情報提供活動審査・監督実務委員会」並びに独占禁止法に特化したリスク管理およびコンプライアンス推進施策を効果的・効率的に行うための「独占禁止法遵守専門委員会」を設置し、継続的にモニタリングを行うとともに、内部通報制度「企業倫理ホットライン」により、当社及び子会社の取締役、執行役員、参事及び従業員の職務執行の健全性を保持する。

- ホ. 財務報告に係る内部統制については、社長直轄の「内部監査室」がこれを補助・推進し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性の確保、関係諸規程の整備、ITの活用などによる最適な管理体制の構築に努めるとともに、従業員等に対する適正な業務執行に関する教育・指導により、実効性の高い運用を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行・意思決定に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に準拠して保存管理を行い、コーポレート本部担当執行役員が統括して管理する。
- ロ. 前項の情報の保管期間は法令及び「文書保管・保存期間一覧表」の定めに従う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理規程を中心に情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、防災管理規程などを整備し、当社及び子会社に係るリスク（組織・戦略、情報管理、業務管理、コンプライアンス、事業継続、財務管理）を網羅的・総括的に管理する体制の構築・整備・運用を行っている。
- ロ. リスク管理が有効的に機能するよう、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、自律的・継続的にモニタリングを行う。また、リスク全般を一元的に管理する「コンプライアンス部」との緊密な連携により、業務執行上の危機管理及びリスク発現の未然防止や被害の最小化、被害の拡大防止に向けた取組みを推進する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行を執行役員が担う体制とし、「取締役会規程」「執行役員規程」などによる職務権限の明確化により、迅速かつ効率的に職務を執行する。
- ロ. 取締役会は、明確な経営計画を策定し、その目標の全社的浸透を図るとともに、各部門を担当する執行役員は目標達成のための具体的かつ効率的施策を策定し、執行する。
- ハ. 取締役は、原則毎月1回の取締役会において、担当取締役・執行役員からの報告により、業務の執行状況及び適正性を監督・確認し、恒常的に目標達成の確度・効率性の向上のための施策を検討し、実施する。
- ニ. 社内コミュニケーションシステムなど、IT技術等の活用による全社的業務効率向上のための体制整備を推進する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ. 当社子会社の管理については、「関係会社管理規程」に準拠し、経営上の重要事項は逐一当社に報告するとともに、その意思決定については当社の承認を要する事とする。
- ロ. 監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は当社及び子会社の定期的監査を行い、経営諸活動の執行状況を、独立的・客観的に評価を行う。また、監査において改善すべき点が発見された場合、被監査部署・被監査子会社に対し勧告・助言を行い、必要に応じ改善状況の報

- 告を求め、有効的な内部統制体制の保持に努める。
- ハ. 当社リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心に、子会社のリスクマネジメント担当部門との緊密な連携により、グループ全体の有効的リスク管理体制の構築を推進する。
- 二. 当社は、当社子会社の経営・財務・総務その他の諸案件を所管部署が担い、事業運営に関する諸案件を主管部署が担う体制をとり、当社と当社子会社との相互間の連携を密にすることにより、当社子会社の取締役等の職務執行の効率化を確保し、経営を円滑に遂行する。
- ホ. 当社子会社は、当社グループ経営理念及び各社の経営理念並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、研修等を通じ、取締役、執行役員及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員として、監査等委員会事務局長が監査等委員会の補助を行う。
- ロ. 監査等委員会が職務を円滑に遂行するため、さらに補助する従業員の設置を求める場合、取締役（監査等委員である取締役は除く）は原則としてこれに応諾するとともに、迅速に必要な協力をを行う。
- ⑦ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役は除く）からの独立性に関する事項
- イ. 監査等委員会規程に基づき、監査等委員会事務局長の人事について監査等委員会と意見交換を行う。
- ロ. 監査等委員会の職務執行を補助する監査等委員会事務局長及び必要に応じ監査等委員会の職務執行を補助する従業員については、監査等委員会の補助職務の範囲においては取締役（監査等委員である取締役は除く）以下、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役、執行役員及び従業員は監査等委員会に対し、重要事項が生じた場合は適時報告を行う。また、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等、社内重要会議の内容について、監査等委員会事務局長より逐次当社及び子会社の重要事項を報告する。
- ロ. 内部監査室長においては、監査等委員会に対し定期的な監査報告を行い、また監査等委員である取締役の求めに応じ調査を行う。
- ハ. 当社及び子会社の取締役、執行役員、参事及び従業員は、「内部通報規程」に則り、法令・定款に違反する事実等を直接的若しくは「企業倫理ホットライン」を通じ、コンプライアンス部に報告する。また、コンプライアンス部は、必要に応じ接受した情報を監査等委員会に報告を行う。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、参事及び従業員は、監査等委員である取締役からの報告要求や重要書類閲覧要求などに迅速に対応するとともに、監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計監査人及び内部監査室等との定期的意見交換の機会確保や、社内重要会議への出席機会の確保などにより、監査等委員会の監査業務の実効性向上に努める。
- ロ. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）

に生ずる費用の前払又は償還の処理については、監査等委員である取締役の請求により円滑に行うものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、「企業は社会の公器であること」の認識及び「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨む。

イ. 重要な行動指針である「企業倫理綱領」及び「企業倫理綱領細則」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求等に対する姿勢及び具体的対策を明文化し、社内コミュニケーションシステム等を通じた教育・研修により、全ての役員、執行役員、参事及び従業員への周知徹底に努める。

ロ. 子会社のリスク管理責任者を含め、当社グループにかかるリスクに関する検討を行う「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」にて、外部専門機関等から入手した反社会的勢力に関する情報を共有・注意喚起を図る。

ハ. 反社会的勢力への対応は人事総務統轄部を統括部署とし、警察当局や愛知県企業防衛対策協議会等、外部専門機関との緊密な連携体制を整える。

ニ. 反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不法な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施及び外部専門機関等からの反社会的勢力に関する情報の早期収集に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・取締役会

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程並びにその他社内規程に基づき、重要事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行の状況を監督します。取締役会では法令により定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員からの報告を通じ、職務執行の的確性・効率性等を相互に監督・監視しております。

取締役会での意思決定の妥当性及び職務執行の適法性・適正性の確保につきましては、監査等委員3名(内、社外取締役3名)が常時取締役会に出席、意思表明を行い、多面的に監督・監視を行っております。

なお、当期は18回の取締役会を開催しております。

② 監査等委員会

当社の監査等委員会は、原則として月1回、その他必要に応じて開催します。

各監査等委員は監査等委員会の定めた監査等委員会監査基準、年度の監査方針・監査計画に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所及び子会社において、業務及び財産の状況、法令等の遵守体制、リスク管理体制等の内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて監査を行います。また、必要に応じて子会社から報告を受けます。

また、監査等委員として、それぞれが法律、会計の専門家及び企業経営経験者である社外取締役3名を選任し、モニタリング機能の充実を図ります。

- なお、当期は9回の監査等委員会を開催しております。
- ③ 内部監査  
 当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室監査課が担当し、内部監査規程に基づき、当社の事業所及び子会社を対象として、コンプライアンスの徹底、リスクコントロールを重点に、内部統制が的確に機能しているかについて監査を行っております。  
 内部監査室は、年度ごとに監査計画を立案し、社長より承認を受けた「監査計画」に基づき、実地監査と書面監査を併用して行い、監査終了後は社長に「監査報告書」を提出しております。「監査報告書」の内容から社長が改善を必要と認めた事項について、内部監査室は被監査部署に対し「改善指示書」により改善指示を行い、改善計画の作成とその実施状況について「監査改善状況報告書」にて報告させております。  
 なお、当期は営業部監査を4営業部実施、監査テーマを決めた全社一律によるテーマ監査を4テーマ実施し、また、当社事業所以外の子会社5社の監査を実施しております。
- ④ リスクマネジメント体制  
 当社グループは、リスクの発現を予防する「未然の防止」、リスクが発現した際に速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切に対処する「影響の最小化」をリスクマネジメントの第一義としております。これらの取り組みを通してステークホルダーからの信頼を高め、当社グループの企業価値の維持向上を図っております。  
 リスクマネジメント体制をさらに確固たるものにするため、取締役会の下部機構として、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体におけるリスク管理を行っております。  
 また、当社グループのリスクマネジメントを効果的、効率的に行うために、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の下部機構として3つの実務委員会と1つの専門委員会を設置しております。当社と各グループ会社が参画する事業セグメントごとにリスクマネジメント・コンプライアンス全般の実務を担う実務委員会、また、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」に沿った適切な販売情報提供活動を製販一体となって行っていくために、販売情報提供活動審査・監督実務委員会、さらに、独占禁止法の遵守が当社卸グループセグメントのガバナンスにおける最重要項目の一つであるという観点から、独占禁止法遵守専門委員会を設置しております。  
 委員会では、各事業の特性に合わせたリスクの洗い出しを行い、グループで共有して重点的に取り組むリスクを設定し、リスクの未然防止と低減、コンプライアンス施策の推進を主としたマネジメントの強化を図っております。  
 なお、当期はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を4回開催、またリスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会を12回開催、販売情報提供活動審査・監督実務委員会を4回開催、独占禁止法遵守専門委員会を4回開催し、リスクの分析・評価及びリスク対策の推進を行っております。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制  
 社長直轄の組織である内部監査室が中心となり、内部統制に関連する諸規程・マニュアルの整備や、運用ルールの周知徹底・教育を図るとともに、運用状況の継続的モニタリングを行い、内部統制の経営者評価が確実に実施できる体制を整えております。

(注)本事業報告中の記載数値は、単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、前期比増減率、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額及び自己資本比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度	前年度(ご参考)	科 目	当 年 度	前年度(ご参考)
<b>【 資 産 の 部 】</b>	<b>1,141,717</b>	<b>1,114,421</b>	<b>【 負 債 の 部 】</b>	<b>723,655</b>	<b>696,509</b>
流動資産	882,936	859,733	流動負債	697,879	670,065
現金及び預金	141,377	151,123	支払手形及び買掛金	664,280	643,769
受取手形及び売掛金	517,385	490,569	未払法人税等	6,355	3,202
有価証券	60,086	60,997	賞与引当金	6,646	6,264
商品及び製品	130,584	126,902	独占禁止法関連損失引当金	5,475	3,812
仕掛品	2,465	2,008	その他	15,120	13,016
原材料及び貯蔵品	4,938	3,708	<b>固定負債</b>	<b>25,776</b>	<b>26,444</b>
仕入割戻し等未収入金	20,849	21,464	繰延税金負債	17,598	18,867
その他	6,179	3,730	再評価に係る繰延税金負債	1,213	1,337
貸倒引当金	△ 930	△ 772	役員退職慰労引当金	26	242
<b>固定資産</b>	<b>258,780</b>	<b>254,688</b>	退職給付に係る負債	2,310	2,844
有形固定資産	119,116	115,875	その他	4,627	3,153
建物及び構築物	53,820	54,740	<b>【 純 資 産 の 部 】</b>	<b>418,062</b>	<b>417,912</b>
機械装置及び運搬具	2,489	3,200	株主資本	385,675	382,792
工具、器具及び備品	2,677	2,383	資本金	13,546	13,546
土地	51,286	52,452	資本剰余金	39,337	39,093
リース資産	1,166	1,280	利益剰余金	394,296	387,350
建設仮勘定	7,675	1,817	自己株式	△ 61,504	△ 57,198
<b>無形固定資産</b>	<b>11,177</b>	<b>9,094</b>	その他の包括利益累計額	32,011	34,254
投資その他の資産	128,487	129,719	その他有価証券評価差額金	34,211	38,660
投資有価証券	89,969	94,748	土地再評価差額金	△ 4,750	△ 5,821
長期貸付金	472	489	為替換算調整勘定	662	34
繰延税金資産	3,232	2,393	退職給付に係る調整累計額	1,887	1,381
退職給付に係る資産	20,009	18,099	非支配株主持分	375	864
その他	15,214	14,925	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,141,717</b>	<b>1,114,421</b>
貸倒引当金	△ 410	△ 938			
<b>資産合計</b>	<b>1,141,717</b>	<b>1,114,421</b>			

## 連結損益計算書(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度		前年度(ご参考)	
売上高		2,232,774		2,128,218
売上原価		2,071,780		1,970,637
売上総利益		160,994		157,580
返品調整引当金戻入額		-		487
返品調整引当金繰入額		-		227
差引売上総利益		160,994		157,840
販売費及び一般管理費		147,216		148,683
営業利益		13,777		9,156
営業外収益		10,185		9,992
受取利息及び配当金	1,768		1,721	
受入情報収入	5,861		5,652	
その他	2,556		2,618	
営業外費用		545		876
支払利息	51		49	
不動産賃貸費用	252		246	
その他	241		580	
経常利益		23,418		18,272
特別利益		8,192		1,033
固定資産売却益	825		86	
投資有価証券売却益	7,333		709	
その他	33		236	
特別損失		9,125		6,748
固定資産除売却損失	146		357	
減損損失	1,848		410	
特別退職金	4,814		2	
独占禁止法関連損失	2,000		3,499	
その他	314		2,477	
税金等調整前当期純利益		22,484		12,557
法人税、住民税及び事業税	8,964		4,800	
法人税等調整額	△ 952	8,012	△ 241	4,559
当期純利益		14,472		7,998
非支配株主に帰属する当期純利益		78		102
親会社株主に帰属する当期純利益		14,393		7,895

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	13,546	39,093	387,350	△ 57,198	382,792
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 0		△ 0
会計方針の変更を 反映した当期首残高	13,546	39,093	387,350	△ 57,198	382,792
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 6,377		△ 6,377
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,393		14,393
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		263			263
自己株式の取得				△ 4,429	△ 4,429
自己株式の処分		△ 19		123	103
土地再評価差額金の取崩			△ 1,071		△ 1,071
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	243	6,945	△ 4,306	2,882
当 期 末 残 高	13,546	39,337	394,296	△ 61,504	385,675

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産 合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	38,660	△ 5,821	34	1,381	34,254	864	417,912
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 0
会計方針の変更を 反映した当期首残高	38,660	△ 5,821	34	1,381	34,254	864	417,912
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 6,377
親会社株主に帰属する 当期純利益							14,393
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							263
自己株式の取得							△ 4,429
自己株式の処分							103
土地再評価差額金の取崩							△ 1,071
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 4,449	1,071	628	506	△ 2,243	△ 489	△ 2,732
連結会計年度中の変動額合計	△ 4,449	1,071	628	506	△ 2,243	△ 489	149
当 期 末 残 高	34,211	△ 4,750	662	1,887	32,011	375	418,062

**(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)**

(単位:百万円)

区 分	当 年 度	前 年 度	区 分	当 年 度	前 年 度
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	22,484	12,557	定期預金の預入による支出	△ 2,264	△ 10,310
減 価 償 却 費	9,560	10,179	定期預金の払戻による収入	10,306	8,313
減 損 損 失	1,848	410	有価証券の取得による支出	△ 45,021	△ 47,300
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 370	△ 449	有価証券の売却及び償還による収入	48,301	43,089
その他の引当金の増減額(△は減少)	144	△ 1,756	有形固定資産の取得による支出	△ 11,155	△ 5,574
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 1,737	△ 941	有形固定資産の売却による収入	1,310	267
独占禁止法関連損失引当金の増減額(△は減少)	1,663	3,458	無形固定資産の取得による支出	△ 3,137	△ 2,290
受取利息及び受取配当金	△ 1,768	△ 1,721	投資有価証券の取得による支出	△ 3,704	△ 2,795
支 払 利 息	51	49	投資有価証券の売却及び償還による収入	15,822	1,226
固定資産除売却損益(△は益)	△ 678	271	関連会社への出資による支出	△ 8,086	-
投資有価証券売却損益(△は益)	△ 7,331	△ 700	そ の 他	△ 930	788
特 別 退 職 金	4,814	2	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,439</b>	<b>△ 14,586</b>
売上債権の増減額(△は増加)	△ 25,012	△ 3,578	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
棚卸資産の増減額(△は増加)	△ 5,177	7,107	短期借入金の純増減額(△は減少)	△ 10	△ 10
仕入割戻し等未収入金の増減額(△は増加)	620	965	リース債務の返済による支出	△ 420	△ 463
仕入債務の増減額(△は減少)	20,023	△ 392	自己株式の取得による支出	△ 4,429	△ 1
そ の 他	771	△ 1,846	自己株式の売却による収入	20	0
小 計	19,907	23,616	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△ 382	△ 140
利息及び配当金の受取額	2,070	1,966	配 当 金 の 支 払 額	△ 6,377	△ 6,777
利 息 の 支 払 額	△ 51	△ 49	非支配株主への配当金の支払額	-	△ 1
特別退職金の支払額	△ 4,814	△ 2	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 11,599</b>	<b>△ 7,393</b>
事業再構築損失の支払額	△ 2,049	-	現金及び現金同等物に係る換算差額	36	△ 18
法人税等の支払額	△ 6,016	△ 9,930	現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 603	△ 6,396
法人税等の還付額	475	3	現金及び現金同等物の期首残高	168,818	175,215
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,520	15,602	現金及び現金同等物の期末残高	168,215	168,818

# 計算書類

## 貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度	前年度(ご参考)	科 目	当 年 度	前年度(ご参考)
【 資 産 の 部 】	1,026,294	1,004,238	【 負 債 の 部 】	723,753	701,067
流 動 資 産	793,593	775,346	流 動 負 債	708,914	683,958
現金及び預金	85,622	100,361	支 払 手 形	1,818	2,265
受 取 手 形	690	797	電 子 記 録 債 務	9,159	8,931
電 子 記 録 債 権	4,187	3,475	買 掛 金	611,501	595,709
売 掛 金	528,546	496,694	未 払 金	8,066	7,822
有 価 証 券	59,985	60,997	未 払 法 人 税 等	4,047	1,857
商 品 及 び 製 品	91,998	91,949	関 係 会 社 預 り 金	63,095	59,594
仕 掛 品	34	80	賞 与 引 当 金	2,679	2,664
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	142	255	独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	3,475	3,812
仕 入 割 戻 し 等 未 収 入 金	18,971	19,550	そ の 他	5,069	1,301
そ の 他	4,014	1,676	固 定 負 債	14,839	17,108
貸 倒 引 当 金	△ 601	△ 492	繰 延 税 金 負 債	12,139	14,411
固 定 資 産	232,701	228,892	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,213	1,337
有 形 固 定 資 産	65,289	60,800	そ の 他	1,485	1,360
建 物	24,198	24,396	【 純 資 産 の 部 】	302,541	303,171
構 築 物	1,024	949	株 主 資 本	277,662	275,628
機 械 及 び 装 置	1,293	1,583	資 本 金	13,546	13,546
車 両 運 搬 具	31	43	資 本 剰 余 金	40,726	40,745
工 具、器 具 及 び 備 品	1,509	1,216	資 本 準 備 金	33,836	33,836
土 地	30,906	31,560	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,889	6,909
リ ー ス 資 産	116	116	利 益 剰 余 金	284,894	278,534
建 設 仮 勘 定	6,209	934	利 益 準 備 金	3,278	3,278
無 形 固 定 資 産	7,333	7,658	そ の 他 利 益 剰 余 金	281,616	275,255
ソ フ ト ウ ェ ア	5,508	6,267	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	614	614
そ の 他	1,824	1,391	別 途 積 立 金	100,000	100,000
投 資 そ の 他 の 資 産	160,078	160,433	繰 越 利 益 剰 余 金	181,001	174,641
投 資 有 価 証 券	61,794	73,497	自 己 株 式	△ 61,504	△ 57,198
関 係 会 社 株 式	68,511	58,391	評 価・換 算 差 額 等	24,878	27,543
関 係 会 社 出 資 金	2,323	2,323	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	29,629	33,364
長 期 貸 付 金	18,817	18,332	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 4,750	△ 5,821
長 期 前 払 費 用	194	216	負 債 純 資 産 合 計	1,026,294	1,004,238
前 払 年 金 費 用	9,738	9,097			
敷 金 及 び 保 証 金	4,254	4,130			
そ の 他	305	332			
貸 倒 引 当 金	△ 5,861	△ 5,889			
資 産 合 計	1,026,294	1,004,238			

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度		前年度(ご参考)	
売 上 高		2,032,246		1,928,914
売 上 原 価		1,947,886		1,846,408
売 上 総 利 益		84,359		82,506
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		—		383
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		—		163
差 引 売 上 総 利 益		84,359		82,726
販売費及び一般管理費		79,090		80,471
営 業 利 益		5,268		2,254
営 業 外 収 益		9,916		9,900
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,364		3,496	
受 入 情 報 収 入	4,771		4,586	
そ の 他	1,779		1,817	
営 業 外 費 用		308		314
支 払 利 息	52		47	
そ の 他	255		267	
経 常 利 益		14,876		11,840
特 別 利 益		8,112		41
固 定 資 産 売 却 益	806		0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,306		37	
そ の 他	—		3	
特 別 損 失		4,420		3,924
特 別 退 職 金	3,617		—	
そ の 他	802		3,924	
税 引 前 当 期 純 利 益		18,568		7,957
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,536		2,086	
法 人 税 等 調 整 額	△ 776	4,760	△ 118	1,968
当 期 純 利 益		13,808		5,989

## 株主資本等変動計算書(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	13,546	33,836	6,909	40,745	3,278	614	100,000	174,641	278,534	△ 57,198	275,628
会計方針の変更による 累積的影響額								△ 0	△ 0		△ 0
会計方針の変更を 反映した当期首残高	13,546	33,836	6,909	40,745	3,278	614	100,000	174,641	278,534	△ 57,198	275,628
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△ 6,377	△ 6,377		△ 6,377
当期純利益								13,808	13,808		13,808
自己株式の取得										△ 4,429	△ 4,429
自己株式の処分			△ 19	△ 19						123	103
土地再評価差額金の取崩								△ 1,071	△ 1,071		△ 1,071
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 19	△ 19	-	-	-	6,360	6,360	△ 4,306	2,034
当 期 末 残 高	13,546	33,836	6,889	40,726	3,278	614	100,000	181,001	284,894	△ 61,504	277,662

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	33,364	△ 5,821	27,543	303,171
会計方針の変更による 累積的影響額				△ 0
会計方針の変更を 反映した当期首残高	33,364	△ 5,821	27,543	303,171
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 6,377
当期純利益				13,808
自己株式の取得				△ 4,429
自己株式の処分				103
土地再評価差額金の取崩				△ 1,071
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 3,735	1,071	△ 2,664	△ 2,664
事業年度中の変動額合計	△ 3,735	1,071	△ 2,664	△ 629
当 期 末 残 高	29,629	△ 4,750	24,878	302,541

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社スズケン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 松 真 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 見 彰 則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 原 由 寛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スズケンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スズケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

 株式会社スズケン  
 取締役会 御中

 有限責任監査法人 トーマツ  
 名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 松 真 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 見 彰 則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 原 由 寛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スズケンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、監査等委員会事務局及び会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、事業報告に記載の独占禁止法違反について、監査等委員会は、当社及びグループ各社が独占禁止法を含む法令遵守の徹底に継続的に取り組んでいることを確認しております。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社スズケン 監査等委員会

監査等委員 岩谷 敏 昭 ㊟  
 監査等委員 上田 圭 祐 ㊟  
 監査等委員 小笠原 剛 ㊟

(注1) 監査等委員岩谷敏昭、上田圭祐及び小笠原剛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 当社は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。2021年4月1日から同年6月25日までの状況につきましては、旧監査役会が実施した監査内容を引き継いで当該事業年度の監査報告としております。

以 上

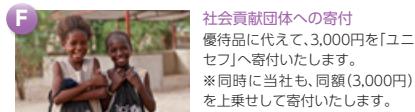
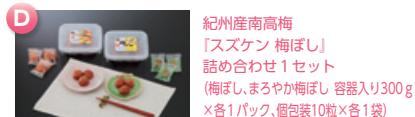
# ご参考

## 株主の皆さまへのご案内

### 株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在で当社株式を100株以上ご所有の株主さまに、3,000円相当の自社取扱商品等の複数コースの中から1つを選択していただけます。

#### 2022年3月31日現在の 対象株主さまへの株主優待コース



©UNICEF/UNI146415/Dicko  
提供(公財)日本ユニセフ協会

### 当社ウェブサイトのご案内

スズケングループをより深くご理解いただくため、会社情報、製品・サービスに関する情報、IR情報、スズケングループCSRに関する情報などを掲載しています。



#### IR情報

IR情報には、中期成長戦略、業績・財務データ、IRライブラリ(決算短信、有価証券報告書、統合報告書)、株式情報などを掲載しています。



『スズケングループ統合報告書』  
スズケングループにおける事業、業績、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関する取り組みをまとめたレポートです。2022年版は、2022年8月に当社ウェブサイトに掲載予定です。

#### メール配信サービス

スズケンのニュースリリースの中から、IRに関するニュースをEメールで配信いたします。メール配信を希望される方は当社ウェブサイトの「メール配信サービス」または右のQRコードからご登録ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



スズケンIRニュース  
(携帯版)

## 株主MEMO

### 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### 定時株主総会

6月

### 剰余金の配当基準日

期末配当3月31日 中間配当9月30日

### 単元株式数

100株

### 上場証券取引所

東京証券取引所 プライム市場  
名古屋証券取引所 プレミア市場  
札幌証券取引所

### 公告方法

公告は電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。

(<https://www.suzuken.co.jp/company/ir/index.html>)

ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

### 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

### 株式等に関するマイナンバーのお届出のお願い

株式等の税務関係のお手続きに関しては、マイナンバーのお届出が必要です。

お届出がお済みでない株主さまは、お取引をされている証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いいたします。

## 株式に関する諸手続きのご案内

住所変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金受取り方法のご指定、相続に伴う手続き等は、下記宛にお願いいたします。

### 証券会社でお取引をされている株主さま

■ 手続きお問合せ先 お取引の証券会社

### 特別口座に記録されている株主さま

■ 手続きお問合せ先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

※過去にお受取りになられていない配当金につきましては、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

